



大竹社労士事務所通信

平成 27 年 2 月 (Vol. 107)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

e-mail：buri@ares.eonet.ne.jp

URL：http://www.e-jinji.jp/ (人事労務コンサルティング室)

労務・給与担当者が押さえておきたい 2015 年上半期施行の主な改正事項

労働法関連

今年 4 月 1 日より、「雇入れ時・契約更新時の労働条件に関する説明義務化」や「正社員との差別的取扱いが禁止される労働者の範囲拡大」等を内容とする改正パート労働法が施行されます。

また、6 月 1 日より、重大な労働災害を繰り返す企業に改善計画を提出させるほか、その指示に従わない企業名公表等を内容とする改正労働安全衛生法が施行されます。なお、同改正によるストレスチェック制度導入は 12 月 1 日です。

労働保険関連

4 月 1 日より、労災保険率が全 54 業種平均で 4.8/1000 から 4.7/1000 へと 0.1/1000 引下げとなります。なお、一人親方等の特別加入に係る第 2 種特別加入保険料率、海外勤務者の特別加入に係る第 3 種特別加入保険料率も改定されます。また、労務費率の改定、請負金額の取扱いの改正および労務費率の暫定措置の廃止も、同日施行されます。

なお、雇用保険料率は据置きの方針で、一般 13.5/1000、農林水産清酒製造 15.5/1000、建設 16.5/1000 です。

助成金・奨励金関連

2 月より、「中小企業両立支援助成金」に育休復帰支援プランが新設され、「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復帰プラン」を策定・導入し、対象労働者が育休を取得・職場復帰した場合に助成金が支給されることとなります。

このほか、「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」、「労働環境向上助成金」、「キャリア形成促進助成金」、「建設労働者確保育成助成金」等の改正も見込まれています。

社会保険関連

健康保険関連として、1 月 1 日より、高額療養費制度が改正（70 歳未満の所得区分が細分化）されています。

年金保険関連として、昨年 4 月分から実施されている年金額の特例水準解消について、残る 0.5%分の解消による改定が 4 月分より行われる予定です。なお、年金額は 1 月末に公表される全国消費者物価指数の動向により決定されます。

その他

4 月 1 日より、法律の有効期限の 10 年間延長等を内容とする改正次世代育成支援推進法が施行されます。また、労働・社会保険関連の電子申請システムについて、従業員データの入力作業の省略が可能となる等、4 月より利便性向上が図られる予定です。

「スケジュール後倒し」が影響を及ぼす 2016 年度新卒採用

経団連「採用選考の指針」

2016 年度新卒採用は、広報開始が 3 年生の 3 月以降、選考開始が 8 月以降と定められ（いずれも経団連「採用選考の指針」による）、従来よりも広報は 3 カ月、選考は 4 カ月遅れる内容となりました。

ただ、各社の対応を見ると、指針を順守せずに選考を開始する予定の企業は多いようです。

また、広報開始時期より早く学生への接触（インターンシップ、学内セミナー、大学とのコネクション作り等）を行うこととしている企業も多く見受けられます。

政府は学業時間の捻出や留学の促進等を図ろうとしているものの、企業としては優秀な人材を確保するため、指針に沿うことなく早期に動くという対応を取らざるを得ないというのが現実のようです。

中小企業における懸念事項

人手不足により人材確保競争が激しくなっており、中小企業ではただでさえ採用活動が長引いています。

そんな中、選考開始時期が遅れることで大手企業と中小企業の採用選考期間が重なり、中小企業と学生の出会いがますます減少することが予想されているほか、採用活動がバッティングすることで内定辞退が増加する、採用時期がずれ込むことで社内業務と新たな調整が必要となり、採用活動に割くための社内の人員が不足するなど、様々な懸念があります。

先を見据えて講じておきたい施策

新卒採用については、多くの中小企業では、大手の内定が出揃う10月以降が勝負となりそうです。

新卒採用を成功させるためには、採用目標を立てる際に目標に達しない場合の対策も講じておくとともに、内定辞退防止のための施策、新卒が辞めない組織作りなどといった取組みも積極的に行っていく必要があります。

厚労省が示した平成27年からの長時間労働対策

「過重労働等撲滅チーム」の取組み

昨年9月、「長時間労働削減推進本部」が厚生労働省内に設置され、長時間労働対策が強化される方針が示されました。この推進本部の中の「過重労働等撲滅チーム」による施策として、平成27年1月から具体的な取組みが行われます。

1月からの主な取組み

(1) 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

「時間外労働時間数が1カ月100時間を超えていると考えられる事業場」や「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場」を対象とした、労働基準監督署による監督指導(立入調査)が徹底されます。

法違反を是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応(送検した場合には企業名等を公表)するとのことです。

(2) インターネットによる情報監視

厚生労働省がインターネット上の求人情報等を監視・収集し、その情報を労働基準監督署による監督指

導等に活用されます(平成27年度からの本格実施に向けて、平成27年1月から試行的に実施)

高収入を謳う求人、求人を繰り返し行うもの等の過重労働が疑われる求人事案に着目して行われるようです。

(3) メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルスの一層の向上を目指し、都道府県労働局において次の取組みを実施します。

- ・ストレスチェック制度の周知(改正労働安全衛生法により平成27年12月から施行)
- ・ストレスチェックおよび面接指導等を行う医師、保健師等に対する研修(平成27年度からの実施に向けて、平成27年1月から準備)

ハローワークへの求人の不受理

また上記とは別に、厚生労働省では、過酷な労働を強いるいわゆる「ブラック企業」からの新卒求人を、内容にかかわらずハローワークで受理しない制度を作ること検討しているようです。

今年も引き続き、長時間労働等には行政の指導も厳しいようですので、適切な労働時間管理に取り組んでいく必要があります。

消費増税先送りで今年度の社会保障はこう変わる!

消費税率引上げを前提とした主な社会保障充実策

政府が2015年度の社会保障充実策を決定し、当初は今年10月の消費税率10%引上げを前提に行う予定であった、「低所得者の年金への上乗せ給付」や「年金受給資格の短縮」等が1年半後(2017年4月)に先送りされることになりました。

なお、「子ども・子育て新支援制度」等は当初の予定通り実施されます。

低所得者や年金受給者への影響は?

消費税率8%引上げ時に「簡素な給付措置」として導入した低所得者向けの「臨時福祉給付金」は、1年分として1万円から6,000円に減額したうえで継続されます。

しかし、年金を受給する低所得者に対して給付金5,000円を上乗せする措置は先送りとなり、約50万人の高齢者に影響を及ぼすこととなります。

さらに、年金の受給資格を得るための保険料納付期

間を25年から10年に短縮する制度も延期されることになりました。

育児支援は予定通り実施

一方、「子ども・子育て支援新制度」は、すでに入園の申込みが始まっているため予定通り4月より実施されます。この制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」の実現を目指し、待機児童解消のための保育園等の増設や、保育士不足を解消するために職員の増員や待遇を改善する制度です。

2017年度までに待機児童をゼロにすることを目標にしています。

介護への影響は？

低所得者への介護保険料の軽減拡充についても消費税率10%引上げ時に実施する予定でしたが、2015年度は一部実施にとどめて、本格的な実施は2017年度からとなりました。

その反面、事業者に支払う介護報酬は2.27%の引下げが決定し、9年ぶりのマイナス改定となりました。

今後介護人口が増えていく中、介護報酬の引下げにより人材の確保や介護を必要とする人に対して十分なサービスが提供できるかが懸念されそうです。

2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

2月2日

法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]

給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>
[市区町村]

固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]

個人の道府県民税・市町村民税の納付
<第4期分> [郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分> [労働基準監督署]

健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]

労働保険料納付<延納第3期分>
[郵便局または銀行]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

贈与税の申告受付開始<3月16日まで>

[税務署]

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

16日

所得税の確定申告受付開始<3月16日まで>

[税務署] 還付申告については2月13日以前でも受付可能。

3月2日

じん肺健康管理実施状況報告の提出

[労働基準監督署]

健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

[年金事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

編集後記

今年はインフルエンザ感染拡大の勢いが凄まじいです。今流行しているのが変異しやすいA型で、感染力が高いとのこと。近所の小学校や幼稚園も、感染者が数名出るとすぐに学級閉鎖や学年閉鎖に追い込まれています。皆様も、手洗い・うがい・マスクの着用等、感染予防対策を万全にお願いいたします。

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。(R.O)